

○財務省告示第二百四十二号

国債の発行等に関する省令（昭和五十七年大蔵省令第三十号）第五条第十一项の規定に基づき、平成二十八年七月七日に発行した利付国債の発行条件等を次のとおり告示する。

平成二十八年八月九日

財務大臣 麻生 太郎

一 名称及び記

利付国庫債券（十年）（第三百四十三回）

二 発行の根拠

の法律及びその  
財政法（昭和二十二年法律第三十四号）第四条第一項及び財政

運営に必要な財源の確保を図るための公債の発行の特例に関する法律（平成二十四年法律第一百一号）第三条第一項並びに特別会計に関する法律（平成十九年法律第二十三号）第四十六条第

三 振替法の適

用等  
社債、株式等の振替に関する法

律（平成十三年法律第七十五号。以下「振替法」という。）の規定の適用を受けるものとし、その振替機関は日本銀行とする。

四 発行方法

価格を競争に付して行われる入札（以下「価格競争入札」という。）による発行（以下「価格競争入札発行」という。）、価格競争入札と同時に行われる入札であつて、価格競争入札において定められた利率をその利率とし、価格競争入札において募集の決定を受けた各申込みの応募



六

イ 発  
入 価  
札 格  
発 競  
行 争  
額 行 争

ロ  
札 非  
発 競  
行 争  
入

ハ  
者 特 国  
・ 別 債  
第 参 市  
II 加 場  
争 非 者 特 国  
入 価 ・ 別 債  
札 格 第 参 市  
発 競 I 加 場

額 面 金額で二兆千八百四億円  
うち、財政法第四条第一項の規  
定に基づき発行した利付国債に  
ついては、千二百萬元、財政運  
営に必要な財源の確保を図るた  
めの公債発行の特例に関する  
法律第三条第一項の規定に基づ  
き、発行した利付国債について  
は、総額一兆九千七百四十  
一億七千九百五十六万一千  
計の範囲とする法律第四十六条第  
一項の規定に基づき発行した利付  
国債に、千九百九十五万円  
百四億八千九百九十五万円  
財政運営に必要な財源の確保を  
図るため、公債発行の特例に  
関する法律第三条第一項の規  
定に基づき、発行した利付  
に、千九百九十五万円  
万円の範囲で九億二千八百  
財政運営に必要な財源の確保を  
図るため、公債発行の特例に  
関する法律第三条第一項の規  
定に基づき、発行した利付  
円に、千九百九十五万円  
特別会計の範囲で、千六  
特別会計の範囲で、千六  
特別会計の範囲で、千六  
特別会計の範囲で、千六



十  
六

償  
還  
期  
限

平るい日毎  
成利てを年  
三子、支六  
十をそ払月  
八年支の期二  
年払日と十  
六月。前、及  
月二十月支十  
日間に期に二  
属すお十

十  
五

後第  
の二期  
利子以

$$\frac{\text{額面金額} \times 0.1 \times 1}{100 \times 2}$$

規下は払し払平  
定、次、期た期成  
す号、の銀額し十  
期及翌行を、八  
日び営業業払の十  
に第十日業に。式二  
つ十六にに。たよ二  
て号に払た。しり日  
同にお。い（と、算を  
じ。て以き支出支

十  
四

初  
期  
利  
子

$$\frac{\text{額面金額の総額} \times 0.1 \times 17}{100 \times 365}$$

る定り払募年  
。す算込入○  
る出金決一  
期し額定のパ  
日に金加通ー  
に額え知セ  
払を、ををン  
い第次の受ト  
込二のけた  
む十算た者  
の号にには  
とにによ、  
す規よ、

十  
三  
二

の経利入価・別債行争非者特  
払過札格第参市及入価・別  
込利発競II加場び札格第参  
み子率行争非者特国発競I加

二 十 十 十  
十 九 八 七

払 者 入 払 元 償  
込 者 札 場 利 還  
期 参 所 金 金  
日 加 支 額

平 財 日 額  
成 務 本 面  
二 大 銀 金  
十 臣 行 額  
八 か ら 百 円  
年 通 知 に つ  
七 知 を 受 け 百  
月 受 け た 円  
七 者